

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

第1条（趣旨）

この規定は、お客様から当組合が次に掲げる証券（以下、「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下、「振決済国債」といいます。）にかかる口座を当組合に開設するに際し、当組合とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証債券
- 2 当組合は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振決済国債にかかる口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下、「保護預り証券」といい、保護預り証券と振決済国債とをあわせて以下、「振替債等」といいます。

第2条（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当組合は、保護預り証券について金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第43条の2に定める分別管理に関する規程に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当組合所定の場所に保管し、特にお申出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下、「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

第3条（混合保管に関する同意事項）

前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること。
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第4条（振替決済口座）

振決済国債にかかるお客様の口座（以下、「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当組合が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決済国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決済国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当組合はお客様が振決済国債についての権利を有するものに関し振替決済口座に記載または記録いたします。

第5条（保護預り口座または振替決済口座の開設）

国債証券等については当組合に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当組合所定の申込書をご提出ください。

- 2 当組合は、お客様から当組合所定の申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 当組合所定の申込書に押印された印影および記載された住所・氏名・共通番号（次条に定める共通番号をいいます。）等をもって、届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。
- 4 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関連法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、保護預り口座または振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第6条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または当組合から申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第7条（手数料）

この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下、「手数料」といいます。）は、当組合所定の手数料一覧表記載の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日、お客様が指定した貯金口座（以下、「指定口座」といいます。）から普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのおえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数は、契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に口座の解約があった場合または償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約月または残高がなくなった月までの手数料を月割計算によりお支払いください。この場合解約日または残高がなくなった日の属する月は1か月として計算します。
- 4 当組合は指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第14条により当組合が受け取る振替債等の償還金（第13条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金または買取代金等（以下、「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

第7条の2（指定口座の管理）

お客様は、前条の指定口座（その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をい

ます。)として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。

- 2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。
- 3 お客様が前二項の手続きを取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第8条（預入れおよび返還）

保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届け出た代理人（以下、「お客様等」といいます。）が当組合所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その7営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客様等がお引取りになるまでは、この規定により当組合がお預りしているものとします。

第9条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当組合に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。
- ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他日本銀行が定めるもの。
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当組合に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振込国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部または一部を振り替えるときは、その7営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、お客様等が当組合所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出ください。
- 6 当組合に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第10条（他の口座管理機関への振替）

当組合は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当組合所定の依頼書によりお申

込みください。

第 11 条（担保の設定）

お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当組合所定の手続きによる振替処理により行います。

第 12 条（保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 2 項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、または振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当組合がお客様にかわって手続きさせていただきます。

- ① 当組合に保護預り証券の買取りを請求される場合。
- ② 当組合が第 14 条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払い）を受け取る場合。
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合。

第 13 条（抽選償還）

混合保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当組合所定の方法により公正かつ厳正に行います。

第 14 条（償還金等の受入れ等）

振替債等の元金または利子の支払いがあるときは、当組合がお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

- 2 振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、農林中央金庫が当組合に代わってこれを受け取り、当組合が農林中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- 3 当組合は、前項の規定にかかわらず、当組合所定の様式により、お客様からのお申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載または記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部または一部を、お客様があらかじめ指定された、当組合に貯金口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第 15 条（連絡事項）

当組合は、振替債等について、次の事項をご通知します。

- ① 残高照合のための報告
 - ② 第 13 条により被償還者に決定したお客様には、その旨および償還額
- 2 前項第 1 号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当組合所定の時期に年 1 回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
 - 3 当組合が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 - 4 当組合は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34

条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当組合が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第16条（届出事項の変更）

印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によりお手続きください。

- 2 前項により届出があった場合、当組合は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

第17条（当組合の連帯保証義務）

日本銀行または農林中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当組合がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行または農林中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行または農林中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第18条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。

- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 19 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 20 条（解約等）

この契約は、お客様のお申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 7 営業日前までに当組合所定の方法でその旨をお申出のうえ、解約の際にお客様が当組合所定の解約依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条によるお客様からのお申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の 7 営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引取りになるまでは、この規定により当組合がお預りします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様が手数料を支払わない場合。
 - ② お客様について相続の開始があった場合。
 - ③ お客様等がこの規定に違反した場合。
 - ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。
 - ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。
 - ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。
 - ⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用

され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。

⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。

5 前項による振替債等の引取りまたは振替手続きが遅延した場合は第 7 条の手数料を支払うとともに、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。

6 当組合は前項の遅延損害金を引取りの日に第 7 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 7 条第 4 項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第 21 条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、当組合の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

3 お客様の振替決済口座に記載または記録されている振込国債および金銭については、当組合の定める方法により、お客様のご指示によって、換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第 22 条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当組合は臨機の処置をすることができるものとします。

第 23 条（公示催告等の調査）

当組合は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第 24 条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第 25 条（免責事項）

当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第 16 条第 1 項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 第 22 条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害

第 26 条（規定の変更）

この規定は、民法に定める定型約款に該当します。この規定は法令の変更その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更することがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

2026 年 4 月 13 日

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>投資信託総合取引は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第11条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p>第8条 (免責事項)</p> <p>当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none">① 次条第1項による届出の前に生じた損害② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害	<p>第1条～第3条 (同左)</p> <p>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>投資信託総合取引は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第10条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p>第5条～第7条 (同左)</p> <p>第8条 (免責事項)</p> <p>当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ol style="list-style-type: none">① 次条第1項による届出の前に生じた損害② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

改正後	改正前
<p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第17条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第9条（届出事項の変更） お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>もしくは</u>名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条<u>第16項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第2項、第3項（省略）</p> <p>第10条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第11条（投資信託総合取引の解約）</p>	<p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第16条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>第9条（届出事項の変更） お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>また</u>は名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号または同条<u>第15項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第2項、第3項（同左）</p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p>	<p>第10条（投資信託総合取引の解約）</p> <p>（同左）</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき</p>

改正後	改正前
<p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第3項 (省略)</p> <p>第12条 (換金時の取扱い) (省略)</p> <p>第13条 (規定等の変更) (省略)</p> <p>第14条 (合意管轄) (省略)</p>	<p>関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3項 (同左)</p> <p>第11条 (換金時の取扱い) (同左)</p> <p>第12条 (規定等の変更) (同左)</p> <p>第13条 (合意管轄) (同左)</p>

改正後	改正前

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 (省略)</p> <p><u>第15条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>第16条 (解約等)</u></p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定<u>第11条</u>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p><u>第17条 (緊急措置)</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>第18条 (その他)</u></p> <p>(省略)</p>	<p>第1条～第14条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第15条 (解約等)</u></p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定<u>第10条</u>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p><u>第16条 (緊急措置)</u></p> <p>(同左)</p> <p><u>第17条 (その他)</u></p> <p>(同左)</p>

外国証券取引口座約款

改正後	改正前
<p>第1条～第15条 (省略)</p> <p>第16条 (取引の制限等)</p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第17条 (契約の解約)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項 (省略)</p> <p>第18条 (その他)</p> <p>(省略)</p>	<p>第1条～第15条 (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第16条 (契約の解約)</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第17条 (その他)</p> <p>(同左)</p>

特定口座約款

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引)</p>	<p>第1条～第5条 (同左)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引)</p>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および<u>特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定非課税管理勘定</u>で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に限ります。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資 <u>(追加)</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の <u>(追加)</u> 非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該 <u>(追加)</u> 非課税管理勘定で行うか、 <u>(追加)</u> 特定口座で行うかを選択するものとします。 <u>(追加)</u></p>
<p>第7条～第12条 (省略)</p>	<p>第7条～第12条 (同左)</p>
<p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付)</p>	<p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付)</p>
<p>(省略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>2 前項にかかわらず、<u>第19条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p>	<p>2 前項にかかわらず、<u>第18条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p>
<p>第3項、第4項 (省略)</p>	<p>第3項、第4項 (同左)</p>
<p>第14条～第17条 (省略)</p>	<p>第14条～第17条 (同左)</p>
<p><u>第18条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第 19 条（特定口座の廃止）</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定 <u>第 11 条</u> 第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定 <u>第 20 条</u> のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第 18 条（特定口座の廃止）</p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定 <u>第 10 条</u> 第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定 <u>第 19 条</u> のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒</p>

改正後	改正前
<p>特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項 (省略)</p> <p>第20条 (免責事項) (省略)</p> <p>第21条 (約款の変更) (省略)</p> <p>第22条 (合意管轄) (省略)</p>	<p>久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第19条 (免責事項) (同左)</p> <p>第20条 (約款の変更) (同左)</p> <p>第21条 (合意管轄) (同左)</p>

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (省略)</p> <p>第2項～第5項 (省略)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>(削除)</u> 非課税口座は、<u>これらの書類の提出があった日において</u>開設されます。<u>(削除)</u></p> <p>第7項～第9項 (省略)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (同左)</p> <p>第2項～第5項 (同左)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。</u> 非課税口座は、<u>当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に</u>開設されます。<u>ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u></p> <p>第7項～第9項 (同左)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または</p>

改正後	改正前
<p>当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第 37 条の 14 第 21 項第 2 号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定</u></p>	<p>当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合 <u>(追加)</u> には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>11 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>第 2 条の 2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします</p>

改正後	改正前
<p><u>非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p>	<p>（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p>
<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p>	<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p>
<p>（省略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>第2項、第3項 （省略）</p>	<p>第2項、第3項 （同左）</p>
<p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p>	<p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>（追加）</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p>
<p>第3条の2～第7条 （省略）</p>	<p>第3条の2～第7条 （同左）</p>
<p>第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p>	<p>第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）</p>
<p>（省略）</p>	<p>（同左）</p>
<p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第1号に掲げる株式投資信託等</u>で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引</p>	<p>2 特定非課税管理勘定には、<u>（追加）</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引</p>

改正後	改正前
<p>所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。</p> <p>ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p>第8条～第13条（省略）</p> <p>第14条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当組合は、法第37条の14 第35項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>（省略）</p>	<p>所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。</p> <p>ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p>第8条～第13条（同左）</p> <p>第14条（非課税口座年間取引報告書の送付）</p> <p>当組合は、法第37条の14 第34項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>（同左）</p>

改正後	改正前
<p>第2項 (省略)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14 <u>第23項</u>第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第4項 (省略)</p> <p><u>第16条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>第17条 (契約の解除)</u></p> <p>この契約は、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</u></p> <p>① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出した</p>	<p>第2項 (同左)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14 <u>第22項</u>第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第4項 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第16条 (契約の解除)</u></p> <p>この契約は、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に <u>(追加)</u> 解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合に対して、第6条第1項に</p>

改正後	改正前
<p>とき 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14 <u>第23項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第25項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第23項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 <u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><u>第18条</u> (免責事項) (省略)</p>	<p>規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第37条の14 <u>第22項</u>第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14 <u>第24項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第37条の14 <u>第22項</u>第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14 <u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><u>第17条</u> (免責事項) (同左)</p>

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 (省略)</p> <p><u>第10条</u> (取引の制限等)</p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限</u></p>	<p>第1条～第9条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第11条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定<u>第11条</u>第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。</p> <p>第2項 （省略）</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第10条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定<u>第10条</u>第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。</p> <p>① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。</p> <p>第2項 （同左）</p>

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 （省略）</p> <p>第11条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限</u></p>	<p>第1条～第10条 （同左）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第 12 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約）</p> <p>本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは</u>次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。</p> <p>③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第 11 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約）</p> <p>本サービスは、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。</p> <p>③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p>

改正後	改正前
<p>合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがあります。その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。</p> <p>① 当該約款第17条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第17条（第1項および第2項を<u>除きます。</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>第13条（その他） （省略）</p>	<p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがあります。その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。</p> <p>① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第16条（第1項および第2項を<u>除く</u>）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>第12条（その他） （同左）</p>

JAバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
<p>第1条 （省略）</p> <p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設（<u>削除</u>）</p> <p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ JAの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止</p>	<p>第1条 （同左）</p> <p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設（<u>廃止通知書に基づき開設する方法を除きます。</u>）</p> <p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ JAの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約</p>

改正後	改正前
<p>⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p>	<p>約、変更、廃止</p> <p>⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p>
<p>第3条（省略）</p>	<p>第3条（同左）</p>
<p>第4条（本サービスの利用の申込み）</p>	<p>第4条（本サービスの利用の申込み）</p>
<p>お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p>	<p>お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p>
<p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第2条第1号</u>に定める<u>投資信託口座の開設は</u>ご利用いただけません。</p> <p>③ JAサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p>	<p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第22条</u>に定める<u>75歳到達時と同様に本サービスの一部が</u>ご利用いただけません。</p> <p>③ JAサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p>
<p>第2項（省略）</p>	<p>第2項（同左）</p>
<p>第5条～第14条（省略）</p>	<p>第5条～第14条（同左）</p>
<p>第15条（取引報告書等の電子交付） （省略）</p>	<p>第15条（取引報告書等の電子交付） （同左）</p>
<p>第2項（省略）</p>	<p>第2項（同左）</p>
<p>3 電子交付の方法は前条<u>第2項</u>で定める方法と同様とし、<u>前項</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p>	<p>3 電子交付の方法は前条<u>第2号</u>で定める方法と同様とし、<u>前号</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p>
<p>第4項（省略）</p>	<p>第4項（同左）</p>
<p>第16条～第21条（省略）</p>	<p>第16条～第21条（同左）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>第22条（75歳到達時）</u> <u>本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第 22 条</u>（届出事項の変更等） （省略）</p> <p><u>第 23 条</u>（本サービスの停止） （省略）</p> <p><u>第 24 条</u>（サービス内容の変更等） （省略）</p> <p><u>第 25 条</u>（取引の制限等）</p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づき取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>第 26 条</u>（本サービスの解約） <u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第</u></p>	<p><u>限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</u></p> <p><u>① 非課税口座の開設（既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。）</u></p> <p><u>② 投信つみたてサービスの契約廃止</u></p> <p><u>③ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（電子交付または郵送）</u></p> <p><u>④ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</u></p> <p><u>第 23 条</u>（届出事項の変更等） （同左）</p> <p><u>第 24 条</u>（本サービスの停止） （同左）</p> <p><u>第 25 条</u>（サービス内容の変更等） （同左）</p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>第 26 条</u>（本サービスの解約）</p>

改正後	改正前
<p><u>2項のいずれかに該当した場合、もしくは</u>次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 <p>第 27 条（免責事項）</p> <p>組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合または J A バンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>第三者により J A サービス I D またはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u> 	<p><u>(追加)</u>次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 <p>第 27 条（免責事項）</p> <p>組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合または J A バンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u> ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用され

改正後	改正前
<p>⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第 28 条、第 29 条 （省略）</p>	<p>た場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第 28 条、第 29 条 （同左）</p>

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

改正後	改正前
<p>第1条～第18条（省略）</p> <p>第19条（取引の制限等）</p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第20条（解約等） （省略）</p> <p>第2項、第3項（省略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認め</p>	<p>第1条～第18条（同左）</p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第19条（解約等） （同左）</p> <p>第2項、第3項（同左）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。</p>

改正後	改正前
<p>られ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p><u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第5項、第6項 (省略)</p> <p>第21条 (解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第22条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第23条 (公示催告等の調査) (省略)</p> <p>第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>第25条 (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影</p>	<p>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5項、第6項 (同左)</p> <p>第20条 (解約時の取扱い) (同左)</p> <p>第21条 (緊急措置) (同左)</p> <p>第22条 (公示催告等の調査) (同左)</p> <p>第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左)</p> <p>第24条 (免責事項)</p>

改正後	改正前
<p>(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第22条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第26条 (規定の変更) (省略)</p>	<p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 第21条の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第25条 (規定の変更) (同左)</p>

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (国債等公共債、通帳式)

改正後	改正前
<p>第1条～第18条 (省略)</p> <p>第19条 (取引の制限等) <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し</u></p>	<p>第1条～第18条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>て各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第20条（解約等） （省略）</p> <p>第2項、第3項（省略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明</u> 	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第19条（解約等） （同左）</p> <p>第2項、第3項（同左）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。

改正後	改正前
<p><u>らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p>⑧ <u>この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>⑨ <u>この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p>⑩ <u>振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p>⑪ <u>⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第5項、第6項 (省略)</p> <p>第21条 (解約時の取扱い) (省略)</p> <p>第22条 (緊急措置) (省略)</p> <p>第23条 (公示催告等の調査) (省略)</p> <p>第24条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p>第25条 (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名) を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影 (または署名) が届出</p>	<p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5項、第6項 (同左)</p> <p>第20条 (解約時の取扱い) (同左)</p> <p>第21条 (緊急措置) (同左)</p> <p>第22条 (公示催告等の調査) (同左)</p> <p>第23条 (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左)</p> <p>第24条 (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名) を届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返</p>

改正後	改正前
<p>の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <u>第 22 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第 26 条（規定の変更） （省略）</p>	<p>還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <u>第 21 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>第 25 条（規定の変更） （同左）</p>

一般債振替決済口座管理規定

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 16 条 （省略）</p> <p><u>第 17 条（取引の制限等）</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判</u></p>	<p>第 1 条～第 16 条 （同左）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第18条（解約等）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があった場合。</p> <p>② お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p>③ <u>お客様について相続の開始があった場合。</u></p> <p>④ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>⑤ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</p> <p>⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑨ <u>振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p>⑩ <u>この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>⑪ <u>この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>第17条（解約等）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があった場合。</p> <p>② お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>④ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>⑫ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑬ ⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>第2項、第3項 (省略)</p>	
<p>第19条 (解約時の取扱い)</p>	
<p>(省略)</p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>第20条 (緊急措置)</p>	
<p>(省略)</p>	
<p>第21条 (免責事項)</p>	<p>第2項、第3項 (同左)</p>
<p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>	<p>第18条 (解約時の取扱い)</p> <p>(同左)</p>
<p>① 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p>	<p>第19条 (緊急措置)</p> <p>(同左)</p>
<p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>	<p>第20条 (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>
<p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p>	<p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p>
<p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p>	<p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p>
<p>⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p>	<p>⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p>
<p>⑥ 第20条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p>⑥ 第19条の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p>第22条 (機構非関与銘柄の振替の申請)</p>	
<p>(省略)</p>	
<p>第23条 (この規定の変更)</p>	
<p>(省略)</p>	

改正後	改正前
	<p>第21条（機構非関与銘柄の振替の申請） （同左）</p> <p>第22条（この規定の変更） （同左）</p>

MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

改正後	改正前
<p>第1条～第8条（省略）</p> <p>第9条（取引の制限等）</p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第10条（解約）</p> <p>本契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。</p> <p>① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。</p> <p>② 投資対象のMR Fが償還された場合。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。</p> <p>第2項（省略）</p>	<p>第1条～第8条（同左）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第9条（解約）</p> <p>本契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。</p> <p>① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。</p> <p>② 投資対象のMR Fが償還された場合。</p>

改正後	改正前
<p>第11条 (その他) (省略)</p> <p>第12条 (MRFの変更) (省略)</p> <p>第13条 (合意管轄) (省略)</p> <p>第14条 (約款の変更) (省略)</p>	<p>③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第10条 (その他) (同左)</p> <p>第11条 (MRFの変更) (同左)</p> <p>第12条 (合意管轄) (同左)</p> <p>第13条 (約款の変更) (同左)</p>

以上

2026年4月13日
ふかや農業協同組合